

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 健康推進課
委託業務番号	令和5年度 長健委第20-1、20-2、20-3号
委託業務名称	新生児・妊産婦訪問指導業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	新生児・妊産婦訪問指導業務
履行期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日まで
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	新生児・妊産婦訪問指導委託料 1件当たり3,600円 ハイリスク児・妊産婦訪問指導委託料 1件当たり4,300円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市湖北町速水980番地 [商号又は名称] いっ歩助産所
	[所在地又は住所] 長浜市新庄中町170番地 [商号又は名称] 助産院「ままの手」
	[所在地又は住所] 長浜市平方町321番地3 [商号又は名称] 医療法人 まちのほけんしつ
契約相手方の選 定 理 由	妊産婦、新生児訪問を実施できる医療機関および助産所が市内3者のみであり、3者全てに委託するため。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>